

青森県報

号外第七十二号

令和八年
七月六日
(月曜日)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の
一部を改正する規則……………（事務局）…一
- 人事委員会規則七―一九七（特殊勤務手当の支給の調整）
の一部を改正する規則……………（同）…一
- 人事委員会規則七―二〇八（危険鳥獣捕獲等手当）……………（同）…二

人事委員会

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月六日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

16 条例第十九条第一項第十九号の手当は、警察職員が次に掲げる業務に従事する場合に支給する。

一 危険鳥獣の捕獲等の業務

二 通行を禁止又は制限された場所において行う銃器による危険鳥獣の捕獲等を支援する業務及び避難誘導等の業務（防護装備を着用して行うものに限る。）

三 危険鳥獣による人身被害が生じ、又は生じるおそれのある事案を認知した場合において、当該事案が発生した箇所又はその周辺において行う危険鳥獣との遭遇のおそれが高い現場対応の業務

四 職員の心身に著しい負担を与えるものとして前二号に掲げる業務に相当すると

人事委員会が認める業務

第五条第十五項第一号中「八百四十円」を「千二百二十円」に、「千八十円」を「千四百四十円」に改め、同条第十六項第一号中「千二百六十円」を「千六百八十円」に、「千六百二十円」を「二千二百六十円」に改め、同項第二号中「千六百八十円」を「二千二百四十円」に、「二千二百六十円」を「二千八百八十円」に改め、同条第十七項中「千六百八十円」を「二千二百四十円」に改め、同条に次の一項を加える。

22 条例第十九条第一項第十九号の危険鳥獣捕獲等手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二条第十六項第一号に掲げる業務 千百円（銃器を使用する場合は、千六百四十円）

二 第二条第十六項第二号に掲げる業務 千百円

三 第二条第十六項第三号に掲げる業務 千百円

四 第二条第十六項第四号に掲げる業務 千百円

附則第一項中「千六百八十円」を「二千二百四十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―二七（警察職員の特殊勤務手当）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

人事委員会規則七―一九七（特殊勤務手当の支給の調整）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月六日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一九七（特殊勤務手当の支給の調整）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一九七（特殊勤務手当の支給の調整）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条の四十五」を「第十七条の四十七」に改める。
第二条中「第十七条の四十四」を「第十七条の四十六」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―一九七（特殊勤務手当の支給の調整）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

人事委員会規則七―二〇八（危険鳥獣捕獲等手当）をここに公布する。

令和八年七月六日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―二〇八

危険鳥獣捕獲等手当

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号。以下「条例」という。）第十七条の四十五、第十七条の四十六及び第二十条の規定に基づき、危険鳥獣捕獲等手当（以下「手当」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（人事委員会の定める作業）

第二条 条例第十七条の四十五に規定する人事委員会の定める作業は、次の各号に掲げる作業とする。

一 通行を禁止又は制限された場所において行う緊急銃猟を支援する作業及び避難誘導等の作業

二 職員の心身に著しい負担を与えるものとして前号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

（手当額）

第三条 手当の額は、作業に従事した日一日につき千百円とする。

（支給額の決定）

第四条 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定す

るとともに、危険鳥獣捕獲等手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合庶務システム（通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。）を使用して記録したときは、同項の規定による記録をしたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭